

第四号の二様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

a・b (略)

(6)~(48) (略)

(49) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。

b~d (略)

(50)~(62) (略)

(63) 管理会社の経理状況

a (略)

b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。

c (略)

(64)~(71) (略)

第四号の二様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) (略)

(6) 募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

a・b (略)

(7)~(49) (略)

(50) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類の直前に添付すること。

b~d (略)

(51)~(63) (略)

(64) 管理会社の経理状況

a (略)

b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類の直前に添付すること。

c (略)

(65)~(72) (略)